

医学科 2021 カリキュラム検討ワーキング・グループ要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和 3 年 6 月 25 日教育センター長裁定)

医学科 2021 カリキュラム検討ワーキング・グループ要項の一部を改正する要項

医学科 2021 カリキュラム検討ワーキング・グループ要項 (平成 31 年 1 月 17 日教育センター長裁定) の一部について、下表右欄 (「現行」欄) を同表左欄 (「改正後」欄) のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>医学科2022<u>カリキュラム</u>検討ワーキング・グループ要項</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 医学科の<u>令和 4</u>年 4 月入学生から適用するカリキュラム (以下「<u>2022</u>カリキュラム」という。) に関する事項について検討するため、旭川医科大学教育センター規程 (平成 18 年旭医大達第 95 号) 第 10 条の規定に基づき、同規程第 8 条で定める旭川医科大学教育センター会議の下に医学科 <u>2022</u>カリキュラム検討ワーキング・グループ (以下「WG」という。) を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第 2 WG は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) <u>2022</u>カリキュラムの設計に関すること。</p> <p>(2) <u>2022</u>カリキュラムの原案の策定に関すること。</p> <p>(3) その他 <u>2022</u>カリキュラムに関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3 WGは次の各号<u>に</u>掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>医学科2021<u>カリキュラム</u>検討ワーキング・グループ要項</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 医学科の<u>平成 33</u>年 4 月入学生から適用するカリキュラム (以下「<u>2021</u>カリキュラム」という。) に関する事項について検討するため、旭川医科大学教育センター規程 (平成 18 年旭医大達第 95 号) 第 10 条の規定に基づき、同規程第 8 条で定める旭川医科大学教育センター会議の下に医学科 <u>2021</u>カリキュラム検討ワーキング・グループ (以下「WG」という。) を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第 2 WG は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) <u>2021</u>カリキュラムの設計に関すること。</p> <p>(2) <u>2021</u>カリキュラムの原案の策定に関すること。</p> <p>(3) その他 <u>2021</u>カリキュラムに関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3 WGは次の各号<u>の</u>掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第4～第6（略）

附 則

- 1 この要項は、平成31年1月17日から実施する。
- 2 この要項は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要項は、令和3年6月25日から実施し、改正後の医学科2022カリキュラム検討ワーキング・グループ要項は、令和3年3月29日から適用する。

【改正理由】

医学科の次期カリキュラムの改正時期が令和3年4月から令和4年4月に変更になったことに伴い、要項の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

第4～第6（略）

附 則

- 1 この要項は、平成31年1月17日から実施する。
- 2 この要項は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。